平成２５年（フ）第１５７号
川崎市川崎区大島４丁目３番３―703号　クリオ川崎大島
債務者　鈴木　順子（旧姓片平・荒井）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
愛知県豊川市伊奈町縫殿26番地409　ドルメン小坂井702号
債務者　石井　幹大
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６８号
愛知県豊橋市二川町字北裏１番地の14　Ｃ
債務者　須藤　直宏
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２６号
長野県小諸市大字塩野2152番地
債務者　内堀　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３６２号
東京都立川市錦町２丁目４番17号ハイツジューン202号
債務者　井口　哲夫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
栃木県那須塩原市埼玉６番地595
債務者　益子千代子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１０４５号
大阪市天王寺区小橋町５番９号　シティテイクエリス201号
債務者　リー・レイモンド
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８８号
大阪府門真市上島町18番２―603号
債務者　宮﨑　秀子（旧姓生駒）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１号
愛知県蒲郡市形原町北双太山７番地
債務者　市川利佳子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８９号
愛知県豊橋市雲谷町字八尻122番地５
債務者　花田　功三
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９０号
愛知県豊橋市雲谷町字八尻122番地５
債務者　花田阿希美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１３４号
静岡県島田市船木1894番地の９
債務者　菅沼　政光
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第５号
福島県いわき市平泉崎字下百目木85番地
破産者　有限会社フクミ建設
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第５５１号
千葉県松戸市新松戸７丁目221番地　サンライトパストラル五番街Ｄ―508
破産者　伊藤　隆一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９２号
奈良県橿原市菖蒲町２丁目８番15号
破産者　株式会社ケミトップ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係